



# 島根県報

平成19年3月30日(金)

号外第56号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 教委規則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	1
島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	( " )	1
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	( " )	2
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	( " )	4
島根県立博物館協議会規則及び島根県立博物館管理運営規則を廃止する規則	(文化財課)	5

### 教委訓令

職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(教育庁総務課)	6
--------------------	----------	---

### 教育長訓令

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	6
---------------	----------	---

## 教 育 委 員 会 規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

### 島根県教育委員会規則第8号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県立大学の職員並びに」を削り、「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第3条を次のように改める。

(職員)

第3条 前条の職員のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条第1項並びに第31条第1項及び第2項に規定する職員のうち、単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。)は、技術員とする。

第4条第3号中「島根県立特殊教育学校規程」を「島根県立特別支援学校規程」に改める。

別表中「主任庁務員」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

### 島根県教育委員会規則第9号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	少年自然の家	島少家	を	「	少年自然の家	島少家	」	に改める。
		博物館	島博			古代出雲歴史博物館	島歴博		
		古代出雲歴史博物館	島歴博						

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第10号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第13条第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

様式第4号の6注意を次のように改める。

注意 医師2名の診断書を添付すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 ( 第16条関係 )

住 所 届				
所 属		職 名		氏 名
電 話	市外局番 (       ) -	自 宅	<u>呼出先電話所有者氏名</u>	
		呼 出		
現 住 所				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">           N   </div> <div><u>位 置 図</u></div> </div>				
1 位置図にはわかりやすい施設等を表示し、かつ、自宅までの距離を記入すること。 2 呼出電話は、つとめて記入すること。			提 出	
			年 月 日	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第11号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中 「

参事	上司の命を受け、特定の重要な事務を掌理する。
----	------------------------

」を

「

参事	上司の命を受け、特定の重要な事務を掌理する。
管理監	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

」に改める。

第6条第1項の表総務課の項中「企画調整スタッフ」を「政策企画スタッフ」に改め、同表保健体育課の項中「健康教育グループ」を削り、同表文化財課の項中「文化財保護スタッフ、」を削り、同条第2項の表中

「

義務教育課	生徒指導推進室
文化財課	世界遺産登録推進室、古代文化センター

」を

「

義務教育課	生徒指導推進室
保健体育課	健康づくり推進室
文化財課	世界遺産登録推進室、古代文化センター

」に改める。

第7条教育施設課の項第5号中「施設整備」を「施設設備」に改め、同条高校教育課の項第19号中「特殊教育諸学校、特殊学級」を「特別支援学校、特別支援学級」に改め、同条義務教育課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 学校安全に関すること（生徒指導推進室）。

第7条保健体育課の項各号を次のように改める。

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 社会体育に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 県立武道施設に関すること。
- (5) 県立体育施設に関すること。
- (6) 県立ライフル射撃場に関すること。
- (7) 保健体育関係諸団体に関すること。
- (8) 食育に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（健康づくり推進室）。
- (9) 家庭教育（基本的な生活習慣づくりに係るものに限る。）に関すること（健康づくり推進室）。
- (10) 学校保健に関すること（健康づくり推進室）。
- (11) 学校給食に関すること（健康づくり推進室）。
- (12) 前各号に定めるもののほか、保健体育に関すること。

第7条生涯学習課の項第3号中「家庭教育」を「家庭教育（保健体育課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条文化財課の項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第 9 条第 1 項の表中 「課長代理（総務課に限る。）」 を 「課長代理（総務課及び高校教育課に限る。）」 に改める。

第14条の 5 第 1 項中「総務グループ、調査第一グループ及び調査第二グループ」を「企画調整スタッフ、総務グループ、調査第一グループ、調査第二グループ、調査第三グループ及び調査第四グループ」に改め、同条第 2 項中「グループ」を「グループ等」に改める。

第14条の 6 第 2 項の表を次のように改める。

調整監	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
企画幹	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する
企画員	

第25条の 2 の表青少年の家の項中「総務グループ」を「総務担当」に改める。

第26条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第26条の 3 第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第30条第 2 項の表を次のように改める。

機 関	職	職 務
浜田教育センター	部長	上司の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
古代出雲歴史博物館		

第30条第 3 項の表を次のように改める。

教育機関	調整監	上司の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	課長	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
	企画幹	
	主幹	上司の命を受け、自ら専門的業務をつかさどる。
	企画員	

第31条の表島根県立博物館協議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県立博物館協議会規則及び島根県立博物館管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第12号

島根県立博物館協議会規則及び島根県立博物館管理運営規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 島根県立博物館協議会規則（昭和34年島根県教育委員会規則第14号）
- (2) 島根県立博物館管理運営規則（昭和35年島根県教育委員会規則第 9 号）

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第4号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

別表博物館の項を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教育長訓令

島根県教育委員会教育長訓令第5号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

別表第6教育事務所の項の次に次のように加える。

古代出雲歴史博物館	1 博物館の開館時間に関する事務	1 臨時的な開館時間の変更を承認すること。
	2 博物館の観覧料の減免に関する事務	1 観覧料減免申請書の受理及び承認をすること。 2 観覧料減免申請書の提出を要しないものを定めること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。